

《 ウィンター定期 》

商品名	ウィンター定期						
お取扱期間	平成29年11月1日(水)～平成29年12月29日(金)						
ご利用頂ける方	個人の方						
期 間	1年						
お預け入れ	50万円以上1,000万円未満 預入単位：1円単位						
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。						
金 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は預入時のスーパー定期1年の店頭表示金利を適用します。</li> <li>・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します。</li> <li>・金利は店頭、ホームページなどでご確認ください。</li> </ul>						
利 息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算方法：付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算(単利)</li> </ul>						
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続扱いの場合、総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした金利)</li> <li>・マル優のお取扱いができます。</li> </ul>						
中途解約時の お取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>預入期間</td> <td>適用利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※小数点第4位以下切り捨て</p>	預入期間	適用利率	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	適用利率						
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率						
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%						
税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (復興特別所得税を含む)</li> <li>・マル優を利用の場合は非課税です。</li> </ul>						
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。</li> <li>・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)</li> <li>・すでにご契約いただいている定期預金からの預入の場合は対象外となります。</li> </ul>						
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時～17時、電話：0120-00-2085)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						